### ■規制基準(騒音・振動関係)

## □工場及び指定作業場、特定施設に係る騒音の規制基準

<都民の健康と安全を確保する環境に関する条例>

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制 基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない 程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、**騒音、振動**又は悪臭の発生(汚水について は、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。

### <騒音規制法>

第5条 指定地域内に特定工場等(特定施設を設置する工場又は事業場)を設置している者は、 当該特定工場等に係る規制基準を順守しなければならない。

単位(dB)

	午前	6時 午	前8時 午後7	7時 午後 1	1時 午前6
第一種区域	<ul><li>・第一種低層住居専用地域</li><li>・第二種低層住居専用地域</li><li>・田園住居地域</li><li>・これらの地域に接する地先及び水面</li></ul>	40	45	40	40
第二種区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準住居地域 ・近隣商業地域・商業地域・準工 業地域・工業地域・工業専用地域 のうち第一種区域の周囲 30メートル以内の地域(第一特別地域)	45	50	45	45
第三種区域	<ul> <li>・近隣商業地域</li> <li>・商業地域</li> <li>・準工業地域</li> <li>・工業地域及び工業専用地域のうち第二種区域に接する地域であって第二種区域の周囲30メートル以内の地域(第二特別地域)</li> <li>・これらの地域に接する地先及び水面</li> </ul>	55	60	後8時 <b>55</b>	50
第四種区域	・工業地域 ・工業専用地域のうち第三種区域 に接する地域であって第三種区域 の周囲 30 メートル以内の地域 (第三特別地域)※特定施設を除く ・これらの地域に接する地先及び 水面	60	70	60	55

<sup>・</sup>表の値は工場・指定作業場・特定施設を設置するその他の事業場の敷地と隣地との境界線における音量の基準をしめす。

<sup>・</sup>第二種・第三種・第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の敷地の周囲おおむね50mの区域内(第一・第二・第三特別地域を除く。)の工場または指定作業場については、当該値から5デシベル減じた値を適用する。

# □工場及び指定作業場、特定施設に係る振動の規制基準

<都民の健康と安全を確保する環境に関する条例>

第68条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準(規制 基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない 程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、**騒音、振動**又は悪臭の発生(汚水について は、地下への浸透を含む。第74条及び第95条を除き、以下同じ。)をさせてはならない。

#### <振動規制法>

第5条 指定地域内に特定工場等(特定施設を設置する工場又は事業場)を設置している者は、 当該特定工場等に係る規制基準を順守しなければならない。

単位(dB)

	午前8	3時 午後	7時 午前8時
第一種区域	<ul> <li>・第一種低層住居専用地域</li> <li>・第二種低層住居専用地域</li> <li>・第一種中高層住居専用地域</li> <li>・第二種中高層住居専用地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・第二種住居地域</li> <li>・準住居地域</li> <li>・理園住居地域</li> <li>・無指定地域</li> <li>・無指定地域</li> <li>・無指定地域</li> </ul>	60	55
第二種区域	<ul><li>・近隣商業地域</li><li>・商業地域</li><li>・準工業地域</li><li>・工業地域</li><li>・これらの地域に接する地先及び水面</li></ul>	65	午後8時

<sup>・</sup>表の値は工場・指定作業場・特定施設を設置するその他の事業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさの基準をしめす。

<sup>・</sup>学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の敷地の周囲おおむね50mの区域内の工場または指定作業場については、当該値から5デシベル減じた値を適用する。